福知山市

公共下水道への排除基準

令和6年4月1日改正

対象物質または項目 ＼ 対象者			終末処理場を設置している公共下水道の使用者			
			特定事業場		非特定事業場	
排水量（㎥／日）			50㎥／日以上	50㎥／日未満	50㎥／日以上	50㎥／日未満
条例で定める基準	生活環境項目	温度	45℃未満	－	45℃未満	－
		アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	380 未満	380 未満	380 未満	－
		水素イオン濃度（ｐＨ）	5を超え9未満	－	5を超え9未満	－
		生物化学的酸素要求量(BOD)	600 未満	900 未満	600 未満	900 未満
		浮遊物質量（ＳＳ）	600 未満	900 未満	600 未満	900 未満
		沃素消費量	220 未満	－	220 未満	－
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 鉱油類含有量	5 以下	7.5 以下	5 以下	7.5 以下
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 動植物油脂類含有量	30 以下	45 以下	30 以下	45 以下
		窒素含有量	240 未満	－	240 未満	－
		燐含有量	32 未満	－	32 未満	－
		ニッケル	2 以下	－	2 以下	－
政令の基準	生活環境項目	フェノール類	5 以下	5 以下	5 以下	5 以下
		銅及びその化合物	3 以下	3 以下	3 以下	3 以下
		亜鉛及びその化合物	2 以下	2 以下	2 以下	2 以下
		鉄及びその化合物（溶解性）	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下
		マンガン及びその化合物（溶解	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下
		クロム及びその化合物	2 以下	2 以下	2 以下	2 以下
	健康項目	カドミウム及びその化合物	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下
		シアン化合物	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下
		有機燐化合物	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下
		鉛及び化合物	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
		六価クロム化合物	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下
		砒素及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
		総水銀	0.005 以下	0.005 以下	0.005 以下	0.005 以下
		アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
		ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下
		トリクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
		テトラクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
		ジクロロメタン	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下
		四塩化炭素	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下
		１，２－ジクロロエタン	0.04 以下	0.04 以下	0.04 以下	0.04 以下
		１，１－ジクロロエチレン	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下
		シス－1,2－ジクロロエチレン	0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下
		１，１，１－トリクロロエタン	3 以下	3 以下	3 以下	3 以下
		１，１，２－トリクロロエタン	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下
		１，３－ジクロロプロペン	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下
		１，４－ジオキサン	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下
		チラウム	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下
		シマジン	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下
		チオベンカルブ	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下
		ベンゼン	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
		セレン及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
		ほう素及びその化合物	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下
		ふっ素及びその化合物	8 以下	8 以下	8 以下	8 以下
	ダイオキシン類		10pg/ℓ以下	10pg/ℓ以下	10pg/ℓ以下	10pg/ℓ以下

備考

1　単位は、温度、水素イオン濃度及びダイオキシン類以外はすべてmg/ℓで示す。

2　■内は、直罰対象の排除基準を示す。
直罰対象の基準のうちダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を設置する特定施設に適用され、それ以外の項目は、水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置する特定事業場に適用される。

3　□内は、除害施設の設置等の義務づけに係る排除基準を示す。

4　「条例で定める基準」は、市条例・規則で定める排除基準を示す。

5　「政令の基準」は、政令で定められた一律の排除基準を示す。

6　アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素は水質汚濁防止法では有害物質である。

7　ニッケルは、京都府環境を守り育てる条例で定められた基準を、市条例により準用したものを示す。

8　亜鉛は、排水基準を定める省令で定められた基準を示す。

9　長田野工業団地進出企業については、これとは別に環境保全協定があります。